

# 第3回大分市自治基本条例検討委員会

平成20年8月22日(金) 14時から  
大分市役所 第2庁舎6階大研修室

## 次 第

### 1. 開会

### 2. 委員長あいさつ

### 3. 議 事

(1) 自治基本条例の検討に伴う本市制度の現状について

(2) その他

- ・第4回検討委員会の開催等について 他

## 自治基本条例の構造（神原モデル）（参考）

## 前文

憲法的価値の実現 豊かな市民社会の構築 市政の理念と原則 札幌市の憲法

## 目的（第1章 総則 第1条）

市民主権の市政の実現 市民福祉の実現 地方自治の本旨の実現

## 理念（第1章 総則 第3条）

情報の公開と共有

市民参加の市政の推進

多様な主体との協力

行政活動の原則

行政組織と職員政策

議会と議員活動の原則

公正と信頼の確保

複合的な制度活用

分かりやすい制度

## 制度と原則（第2章－第8章）

## 第2章 情報の公開と共有

市民の知る権利（第4条）  
行政の説明責任（第5条）  
個人情報の保護（第6条）

## 第3章 市民参加の市政の推進

市民参加の権利（第7条）  
参加機会の保障（第8条）  
市民参加条例（第9条）  
市民投票制度（第10条）

## 第4章 多様な主体との協力

近隣自治体との協力（第11条）  
道との協力（第12条）  
その他の自治体との協力（第13条）  
国との協力（第14条）  
国際交流活動（第15条）

## 第5章 行政の政策活動の原則

総合計画等（第16条）  
財政運営等（第17条）  
法務体制（第18条）  
政策評価（第19条）

## 第6章 行政組織と職員政策

行政の意思決定（第20条）  
行政組織の編成（第21条）  
職員政策等（第22条）  
市民委員会等（第23条）  
出資団体等（第24条）

## 第7章 議会と議員活動の原則

議会の情報公開（第25条）  
議会の市民参加（第26条）  
議会の自由討議（第27条）  
議会と市長等の関係（第28条）  
議員の研修体制等（第29条）  
議会基本条例等（第30条）

## 第8章 公正と信頼の確保

行政手続（第31条） 外部監査（第32条） オンブズパーソン（第33条） 競争入札（第34条）  
市長交際費等（第35条） 政治倫理条例（第36条） 職員倫理条例（第37条） 職員の報告（第38条）

## 責務（第9章 市民、市長、議員及び職員の責務）

市民の責務（第39条） 市長の責務（第40条） 議員の責務（第41条） 職員の責務（第42条）

## 最高規範性（第10章 最高規範性と見直し手続）

最高規範性（第43条） 見直し手続（第44条） 市民投票手続（第45条）

自治体運営に求められる基幹的な仕組み

① 情報公開

② 市民参加

③ 総合計画

④ 政策評価

⑤ 政策法務

⑥ 財務会計

⑦ 議会

自治基本条例の検討に伴う本市制度の状況

資料3

大項目	項目	他自治体の自治基本条例の例	大分市の制度	
			条例・規則・要綱・要領・規程・指針	事業（事務）項目
① 情報公開	情報公開	（情報公開） ・市議会及び市長等は、市民に説明する責任を果たし市政運営に関する市民の知る権利を保障することにより、市民参画をより一層推進するとともに、公正な市政運営を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報を、市民の求めに応じ、原則として公開しなければならない。 ・前項の市議会及び市長等の保有する情報の公開の手続等については、別に条例で定める。	・大分市情報公開条例	
	個人情報保護	（個人情報の保護） ・市議会及び市長等は、市民の基本的権利である個人の尊厳を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報に含まれる個人情報を適切に保護するとともに、市民の自己に係る個人情報の開示請求等の権利を保障しなければならない。 ・前項の個人情報の適切な保護及び市民の自己に係る個人情報の開示請求等の手続等については、別に条例で定める。	・大分市個人情報保護条例	
	付属機関等（審議会等）の公開	（審議会等） ・市議会及び市長等は、市民との情報共有を図るため、別に条例で定めるところにより、審議会等の会議の公開等を行うものとする。	・大分市審議会等の設置及び運営等に関する規程	
	情報共有・説明責任	（情報共有及び説明責任） ・市議会及び市長等は、市政運営に関する情報を市民に積極的に提供する。 ・市議会及び市長等は、市民の知る権利を尊重し、公正で透明な市政を実現するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を開示するとともに市民の意見の把握に努め、市民との情報の共有を図らなければならない。 ・市長等は、政策の立案、実施、評価及び見直しに至るまでの過程及び内容を市民に分かりやすく説明しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分市情報公開条例</li> <li>・大分市ホームページ管理運営要綱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ</li> <li>・市報</li> <li>・おでかけ市長室</li> <li>・各種事業説明会</li> </ul>

大項目	項目	他自治体の自治基本条例の例	大分市の制度	
			条例・規則・要綱・要領・規程・指針	事業（事務）項目
② 市民参加と協働	市民の提案	（市民の要望の取扱い） ・執行機関は、市民の市政に関する要望等に迅速かつ誠実に応答するよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分市都市計画提案制度の手続きに関する要領【都市計画法21条の2】</li> <li>・大分市市民政策提言募集要項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画提案制度</li> <li>・市民政策提言</li> </ul>
	市民の権利	（市民の権利） ・市民は、自治の主体として、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定めるところにより、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定、改正又は廃止等の直接請求を行う権利その他の権利を有し、これを行することができる。 ・市民は、前項に規定するもののほか、自治の主体として、次に掲げる権利を有し、これを行することができる。 （1）市政運営に関する情報を知る権利 （2）市民参画をする権利 （3）協働をする権利 ・市民は、市が提供するサービスを楽しむことができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分市行政手続条例</li> <li>・大分市情報公開条例</li> <li>・大分市市政モニター設置要綱</li> <li>・大分市市民意見公募手続要綱</li> <li>・大分市市民協働基本指針</li> <li>【地方自治法 74条】</li> <li>【地方自治法 75条】</li> <li>【地方自治法 86条】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政モニター</li> <li>・パブリックコメント</li> <li>・条例の制定改廃の請求</li> <li>・監査請求</li> <li>・主要公務員の解職請求</li> <li>・市報、ホームページ等広報活動</li> </ul>
	地域活動団体（コミュニティ）の基本的役割、地域活動団体の尊重	（コミュニティ） ・市民は、コミュニティ（多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動をする市民の団体をいう。以下同じ。）への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題の解決に向けて行動するよう努めるものとする。 ・市議会及び市長等は、自発的なコミュニティの形成及び自立的なコミュニティ活動を尊重するよう努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分市市民活動消費生活センター条例</li> <li>・きれいにしようえおいた推進事業実施要綱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分市市民活動消費生活センター（ライフパル）の運営</li> <li>・きれいにしようえおいた推進事業</li> <li>・地域まちづくり活性化事業</li> <li>・地域力向上推進事業</li> <li>・ご近所の底力再生事業</li> <li>・あなたが支える市民活動応援事業</li> <li>・公園愛護会</li> </ul>

大項目	項目	他自治体の自治基本条例の例	大分市の制度	
			条例・規則・要綱・要領・規程・指針	事業（事務）項目
② 市民参加 と協働	市政への 住民参画	<p>（市政への市民参加の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、市政への市民参加を保障するとともに、そのための制度の充実に努め、市民が市民参画に関する権利を容易に行使することができるようにしなければならない。</li> <li>・市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</li> <li>・市は、市民参画に関する制度の周知を図り、市民参画に関する市民の意識を高めるよう努めなければならない。</li> <li>・市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。               <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）実施の時期が適切であること。</li> <li>（2）効果的かつ効率的な方法によること。</li> <li>（3）事案に関係する市民又は地域に係る市民が参加できること。</li> <li>（4）性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。</li> <li>（5）審議会等の委員等の選任に当たっては、公平性に配慮し、選任の手続について透明性を確保するよう努める。</li> <li>（6）男女共同参画の本旨にのっとり、委員等の選任に当たっては、男女の構成比に配慮しなければならない。</li> </ol> </li> <li>・市長等は、附属機関その他これに類するものについて、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。</li> <li>・市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。</li> <li>・市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。</li> <li>・市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。</li> </ul> <p>（青少年や子どものまちづくりへの参加）</p> <p>第24条 市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本一きれいなまちづくり推進委員会設置要綱</li> <li>・大分市市政モニター設置要綱</li> <li>・大分市市民意見公募手続要綱</li> <li>・各種委員会、審議会等設置要綱【法令によるもの、条例によるもの】</li> <li>・大分市審議会等の設置及び運営に関する規程</li> <li>・大分市各種委員会等への女性委員の登用に関する要領</li> <li>・大分市市民協働基本指針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本一きれいなまちづくり</li> <li>・市政モニター</li> <li>・パブリックコメント</li> <li>・各種委員会、審議会等への市民参画</li> <li>・各種事業計画におけるワークショップ（事業説明会）の開催</li> </ul>
	協働の推進	<p>（協働の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。</li> <li>・市は、市民との協働に当たっては、協働の考え方及び相互の役割分担をあらかじめ明らかにし、相互理解及び信頼関係の構築に努めなければならない。</li> <li>・市は、まちづくりについて、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分市市民協働基本指針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分市地域コミュニティポータルサイト整備事業</li> <li>・地域まちづくり活性化事業</li> </ul>
	苦情対応 ・権利保護	<p>（苦情処理等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会及び市長等は、市政運営に関する苦情等があったときは、速やかにその内容及び原因を調査分析し、改善を要すると判断したものについては、再発防止等のための適切な措置を講じなければならない。</li> <li>・市長等は、市民主権の理念に基づき、公正な立場で、市政運営に関する苦情を適切かつ迅速に処理し、及び市政運営を監視することにより、市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政運営の一層の進展及び市政運営に対する信頼の確保に資するため、別に条例で定めるところにより、オンブズマンを設置する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホワイトボックス</li> </ul>
	都市内分権 ・地域自治	<p>（都市内分権の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長等は、市民が身近な地域の課題を主体的にとらえ、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを市政運営に反映するための仕組みを整え、都市内分権を推進するものとする。</li> </ul> <p>（地域自治区の設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、前条の仕組みとして、市民にとって身近な地域を区域とする地域自治区を設置する。</li> <li>・市は、地域自治区に地域協議会及び事務所を置く。</li> <li>・市長は、地域協議会の構成員の選任を、公明で、かつ、地域自治区の区域に住所を有する市民の多様な意見が適切に反映されるものとするため、市民による投票を主体とした選任手続を採用するものとする。</li> <li>・上記に定めるもののほか、地域自治区の設置に関し必要な事項及び地域協議会の構成員の選任の手続等については、別に条例で定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支所予算</li> <li>【市町村の合併の特例等に関する法律 22条】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域審議会の設置</li> <li>・地域力向上推進事業</li> <li>・地域まちづくり活性化事業</li> </ul>
	住民投票	<p>（市民投票）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、市政運営に係る重要事項について、広く市民の意見を確認し、その意見に沿った決定をなすため、市民投票を実施することができる。</li> <li>・年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するもの（以下「請求権者」という。）は、市政運営に係る重要事項について、請求権者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して市民投票の実施を請求することができる。</li> <li>・市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、20日以内に意見を付けて、これを市議会に付議しなければならない。</li> <li>・市議会議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の12分の1以上の者の賛成を得て、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。</li> <li>・市議会に置かれた常任委員会は、その部門に属する市政運営に係る重要事項について、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。</li> <li>・市長は、第2項の規定による請求及び前2項の規定により提出された議案について市議会の議決があったときは、速やかに市民投票を実施しなければならない。</li> <li>・市長は、第2項の規定による請求が請求権者の総数の4分の1以上の者の連署をもってなされたときは、第3項及び前項の規定にかかわらず、速やかに市民投票を実施しなければならない。</li> <li>・市民投票の投票資格者は、年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するものとする。</li> <li>・前各項に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項については、別に条例で定める。</li> <li>・市民、市議会及び市長等は、市民投票が実施されたときは、その結果を尊重しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【地方自治法 76条】</li> <li>【地方自治法 80条】</li> <li>【地方自治法 81条】</li> <li>【地方自治法 261、262条】</li> <li>【市町村の合併の特例に関する法律 4条、4条の2】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の解散請求</li> <li>・議員の解職請求</li> <li>・長の解職請求</li> <li>・一の地方公共団体にのみ適用される特別法の同意</li> <li>・合併協議会の設置</li> </ul>

大項目	項目	他自治体の自治基本条例の例	大分市の制度	
			条例・規則・要綱・要領・規程・指針	事業（事務）項目
③ 総合計画	総合計画	<p>（総合計画等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、自治の基本理念、自治の基本原則及び市政運営の基本原則にのっとり、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、市政運営の総合的な指針として総合計画を策定し、計画的な市政運営を行わなければならない。</li> <li>・市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参加を得るものとする。</li> <li>・市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進ちょく状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。</li> <li>・前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画（総合計画を除く。）について準用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例【地方自治法 2条】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分市総合計画の策定</li> <li>・市民満足度調査</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分市総合計画検討委員会設置要綱</li> </ul>	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・進ちょく状況の公表</li> </ul>

大項目	項目	他自治体の自治基本条例の例	大分市の制度	
			条例・規則・要綱・要領・規程・指針	事業（事務）項目
④ 政策評価	行政評価	<p>（行政評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長等は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備するとともにこれを実施するものとする。</li> <li>・市長等は、前項の行政評価について、市民が参加することができる評価の手法及び第三者による評価の手法を取り入れるよう努めなければならない。</li> <li>・市長等は、行政評価の結果を施策の改善及び見直しに速やかに反映させるよう努めるとともに、当該評価の結果並びに改善及び見直しの内容を分かりやすく市民に公表しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分市外部行政評価委員会設置要綱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政評価</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報、ホームページによる公表</li> </ul>
	外部監査	<p>（外部監査）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民、市議会及び市長は、公正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、地方自治法に定めるところにより、外部機関による監査の実施を求めることができる。</li> <li>・前項の外部機関による監査の実施に関する手続については、別に条例で定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分市外部監査契約に基づく監査に関する条例【地方自治法 252条の27】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民満足度調査</li> </ul>

大項目	項目	他自治体の自治基本条例の例	大分市の制度	
			条例・規則・要綱・要領・規程・指針	事業（事務）項目
⑤ 政策法務	条例の制定	<p>（条例の制定及び法令の活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、政策等を推進するため、必要な条例、規則等を制定するとともに、執行機関は、法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的に行うよう努める。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分市法制室による審査</li> </ul>
	政策法務の推進	<p>（政策法務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会及び市長等は、自主的かつ自立的な市政運営を行うため、条例、規則等を制定する権限を十分に活用するとともに、法令の自主的な解釈及び運用に努めなければならない。</li> </ul>		

大項目	項目	他自治体の自治基本条例の例	大分市の制度	
			条例・規則・要綱・要領・規程・指針	事業（事務）項目
⑥ 財務会計	市の財政	<p>（財政運営）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会及び市長は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。</li> <li>・市長は、別に条例で定めるところにより、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく、かつ、市民が理解することができるようにして公表しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分市財政状況の公表に関する条例【地方自治法 243条の3】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政状況の公表</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分市財務規則</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>【地方公共団体の財政の健全化に関する法律 3条】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健全化判断比率の公表</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政収支の中期見通し</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務書類4表の公表</li> </ul>

大項目	項目	他自治体の自治基本条例の例	大分市の制度	
			条例・規則・要綱・要領・規程・指針	事業（事務）項目
⑦ 議会	議会の設置 ・会議・公開	<p>（市民に開かれた議会）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。</li> <li>・議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分市議会基本条例（現在検討中）</li> <li>・大分市議会傍聴規則</li> <li>・大分市議会会議規則</li> <li>・大分市議会委員会条例</li> <li>・大分市議会本会議及び委員会傍聴者に対する手話通訳実施要綱</li> <li>・大分市議会における情報公開事務取扱要領</li> <li>・大分市議会請願、陳情等取扱要綱【地方自治法 124条】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会だより</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会だより発行内規</li> </ul>	